

第68回 人権週間

12月4日～12月10日



私たち人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、日高川町内で人権擁護活動を行っています。(敬称略)

担当地区	人権擁護委員	
川辺地区	柏木 順治	井口 久一
	中本 妙子	藏光 好美
中津地区	間野 常民	龍田 江美
	竹内 善則	
美山地区	加門 眞悟	友淵 洋司

■お問合せ 住民課 ☎22-1701

全国一斉 「女性の人権ホットライン」 強化週間を実施します!!

- 期間 11月14日(月)～20日(日)までの7日間
- 時間 午前8時30分から午後7時まで
(ただし、土・日曜日については、午前10時から午後5時まで)
- 電話番号 ☎0570-070-810(全国共通ナビダイヤル)
※PHS及びIP電話からはご利用できない場合があります。
- 相談内容 夫・パートナーからの暴力やストーカー、セクハラなどの女性をめぐる人権の何でも相談。相談は無料で、秘密は厳守されます。法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。
ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

■お問合せ 和歌山地方法務局・和歌山県人権擁護委員連合会 ☎073-422-5131

人権問題、その他いろいろな問題でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は外部に漏れることはありません。

●人権週間中の特設人権相談日は下記のとおりです。

川辺地区	12月9日(金) 13:00～15:00	社会福祉協議会 相談室
中津地区	12月9日(金) 13:00～15:00	日高川交流センター 和室
美山地区	12月9日(金) 10:00～14:00	山村開発センター 図書室

■お問合せ 住民課 ☎22-1701

新しい 「人権啓発DVD」 が入りました!

団体や企業、地域での研修等にご利用ください。
貸出は無料です。お気軽にご利用ください。

「あなたに伝えたいこと」(36分)

- 企画 兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会
- 製作 東映株式会社

内容

主人公は、ごく普通の若い女性で、結婚話を発端に恋人や友人、家族などとの関わりから、同和問題が身近な問題であることを知ります。インターネット上の情報だけに左右されず、人とふれあう中でお互いを正しく知ることが同和問題やすべての差別を無くしていくために重要であることが描かれています。

■お問合せ 日高川町人権推進会(教育課内) ☎22-8816

11月 1日～11月30日 同和運動推進月間

11月11日～12月10日 人権を考える強調月間

■お問合せ 日高川町人権推進会(教育課内) ☎22-8816

「人権」、それは誰もが持っている
かけがえのないもの。
考えてみませんか、
私の人権、あなたの人権。

御坊税務署からのお知らせ

毎年、11月11日～17日は「税を考える週間」です。
今年のテーマは「暮らしを支える税」です。

- ◎この機会に、税金についてお気軽にご相談ください。
税理士による無料相談所の開催:11月17日(木)10時～16時 オークワロマンシティ1階EVホール前

- ◎第25回「ごぼう税金クイズ」
応募期間:11月1日(火)～11月18日(金)・当選発表予定日:12月1日(木)
毎年恒例の「税金クイズ」が公益社団法人御坊納税協会の主催により行われます。
応募用紙は、市役所・各町役場においてあります。奮ってご応募ください。

◎年末調整説明会の開催日程について

日	時	会場
11月22日(火)	13:30～15:30	JAアグリセンターみなべ
11月24日(木)	13:30～15:30	御坊市民文化会館

- ◎記帳・帳簿等の保存制度の拡大について
個人で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。
対象となる方 → 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。
詳しくは国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。

- ◎贈与税もe-Tax(国税電子申告・納税システム)!
国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、贈与税の申告書が作成できます。*作成した申告書などは、印刷して郵送等で提出することもできます。

- ◎源泉所得税を納付されている皆様へ ～『ダイレクト納付』をご利用ください!～
ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出等をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信した後に、簡単操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時または指定した期日に納付することができる便利な納付手段です。なお、ダイレクト納付利用可能金融機関等、詳しくは税務署にお問合せください。

- ◎納税証明書を請求される皆様へ ～『オンライン請求』をぜひご利用ください!～
納税証明書をe-Taxにて、ご請求いただくと手数料が安価(1税目 1年度 1枚370円(通常400円))で、窓口での待ち時間が短縮できます。

■お問合せ 御坊税務署 ☎22-0695 【税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp】

11月・12月は《合同滞納整理強化月間》です。

町税は、まちづくりを支える大切な財源です。町では、納期内に納付された方との公平を保ち、滞納の解消を図るために、県、和歌山地方税回収機構と合同で、11月・12月を合同滞納整理強化月間として、税収確保に取り組みます。

税金を滞納すると本来納めるべき税金の他に延滞金を納付しなければなりません。滞納したまま放置すると、法律に基づき滞納者の意思に関わりなく、給与や不動産など財産の差押えや公売などの滞納処分を受けることとなりますので、納期内に納税してください。



■お問合せ 税務課 ☎22-8841